官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業九）　一

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五三